

県南広域振興局長告示第80号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、夏川沿岸土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年7月29日

県南広域振興局長 永 井 榮 一

1 就任

監事

佐 藤	崇	一関市花泉町油島字日向平47番地
及 川	善 喜	” ” 涌津字向川98番地
及 川	勝	” ” 永井字鞍懸山163番地

2 退任

監事

佐 藤	春 雄	一関市花泉町油島字日向平64番地 2
及 川	善 喜	” ” 涌津字向川98番地
及 川	勝	” ” 永井字鞍懸山163番地